## 昭和二十五年政令第二百七十七号 船主相互保険組合法施行令

第五十二条第一項及び第五十四条第三項の規定に 律第百七十七号)第十一条第一項、第五十一条、 内閣は、船主相互保険組合法(昭和二十五年法 この政令を制定する。

電磁的方法による提供の承諾等) (加入の申込みに係る書面に記載すべき事項の

第一条 船主相互保険組合(以下「組合」とい 方法による承諾を受けなければならない。 じ。) の種類及び内容を示し、書面又は電磁的 法をいう。以下この条及び第三条において同 の用いる電磁的方法(同項に規定する電磁的方 とするときは、内閣府令で定めるところによ の規定により同項に規定する事項を提供しよう 組合法(以下「法」という。)第十四条第四項 う。) に加入しようとする者は、船主相互保険 あらかじめ、当該組合の発起人に対し、そ 2

は、この限りでない 発起人が再び同項の規定による承諾をした場合 によつてしてはならない。ただし、当該組合の の発起人に対し、当該事項の提供を電磁的方法 を受けない旨の申出があつたときは、当該組合 電磁的方法により電磁的方法による事項の提供 うとする者は、当該組合の発起人から書面又は 前項の規定による承諾を得た組合に加入しよ

(創立総会等について準用する会社法の規定の

第二条 会について法第三十三条第六項の規定を準用す りとする 項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとお (平成十七年法律第八十六号) 第三百十条第七 る場合における同項において準用する会社法 法第十五条第七項の規定において創立総 規定 |読み替える会社法の|読み替えられ|読み替える

読み替える会社法の読み替えられ読み替える

る字句

字句

読替え)

第三百十条第七項 の表のとおりとする。 合における当該規定に係る技術的読替えは、次査役に係る部分を除く。)の規定を準用する場 訴えについて会社法第八百三十六条第一項(監決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの 法第十五条第七項の規定において創立総会の 営業時間 事業時間

読み替える会社法読み替えられる字句 読み替 句 える字

る部分を除く。 第八百三十六条第株主又は設立時株主 項 (監査役に係取締役、監査役、 |時取締役若しくは設 |該設立時株主が設立 |であるとき、又は当人 行役若しくは清算人は清算取締役、監査役、執理事又 組合員 る部分を除く。) 第八百三十六条第株主又は設立時株主 一項(監査役に係取締役、

的方法による提供の承諾等) 、代理権を証する書面に記載すべき事項の電磁 立時監查役

第三条 法第三十三条第一項の規定により議決権 同項に規定する事項を提供しようとするとき を行使する代理人は、同条第五項の規定により る承諾を受けなければならない。 種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法によ め、当該組合に対し、その用いる電磁的方法の は、内閣府令で定めるところにより、あらかじ

ときは、当該組合に対し、当該事項の提供を電 該組合が再び同項の規定による承諾をした場合 磁的方法によつてしてはならない。ただし、当 による事項の提供を受けない旨の申出があつた 組合から書面又は電磁的方法により電磁的方法 は、この限りでない。 前項の規定による承諾を得た代理人は、当該

会社法の規定の読替え) (代理人による代理権の行使について準用する

第四条 法第三十三条第六項の規定において代理 条第七項の規定を準用する場合におけるこれら 人による代理権の行使について会社法第三百十 の規定に係る技術的読替えは、 とする。 次の表のとおり

第三百十条第七項 取消しの訴えについて準用する会社法の規定の (総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は 営業時間 る字句 字句 事業時間

第五条 法第三十四条の規定において総会の決議 の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え おける当該規定に係る技術的読替えは、 に係る部分を除く。)の規定を準用する場合に のとおりとする。 について会社法第八百三十六条第一項(監査役 次の表

の規定 |読み替える会社法|読み替えられる字句 読み替 句える字

(定款又は組合員名簿について準用する法の 立時監査役 時取締役若しくは設 該設立時株主が設立

であるとき、又は当 行役若しくは清算人

監査役、

第六条 法第三十八条第三項の規定において定 又は組合員名簿について法第三十三条の二第 項の規定を準用する場合における当該規定に 定の読替え)

項各号 読み替える法の規定読み替えら読み替える 第三十三条の二第四第一項 る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 れる字句 第三十八 項 条

第七条 法第三十九条第二項の規定において参 について会社法第十二条第一項の規定を準用 は、次の表のとおりとする。 る場合における当該規定に係る技術的読替え (参事について準用する会社法の規定の読替 す

細書

属明細書

読み替える読み替えられる字読み替えるす 第十二条第会社の取締役 第十二条第会社又は商人(会組合又は 定 会社法の規句 項第三号 項第四号 行役又は 社を除く。 四条において同じ 第二十 執組合の理事芸 取締役、執行 者又は他の合 は業務を執行 しくは

の読替え) (組合の計算について準用する保険業法

計算について保険業法(平成七年法律第第八条 法第四十四条の八の規定において知 おける当該規定に係る技術的読替えは、 号)第百十六条第三項の規定を準用する場 のとおりとする。

規定 読み替える保険業法の読み替えられ読み |第百十六条第三項 (組合の清算について準用する会社法等) 前二項 る字句 第一項 字句

の清算について会社法の規定を準用する場合に第九条 法第四十八条第一項の規定において組合 の読替え)

<b>季</b>		三条第四項	する法の規 の規定によ 九条第一項 ら第四項まは設 第四百七十前条第二項	大 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	       組合員    おける同法の規定に係る技術的読替えは
照表を 財産目録及び貸借対	電磁的記録をいう。) 条第二項に規定する 互保険組合法第十三 電磁的記録(船主相	組合を代表する理	り規定により内閣総理で第四十六条第二項のか船主相互保険組合法	えられ読み替える字句	対術的読替えは、次の

の 規 定	育 次場 え る 表	第 第 百 合 こ 五 の	の 規 定	行役者の	若 し く	<u> </u>	字句
第一号 設置会社を除出条第一項社 (清算人会)	条第二項	1九十電磁的方法	三号 有言言	第四百九十電磁的記録を六条第二項第四百九十営業時間	会社を含	る旨の定骸の会計に関する	査の ・ 監査 で こ こ こ こ こ こ こ こ で に こ で に こ で に こ で に で に に で に で に で に で に で に に で に に の に の に に に に に に に に に に に に に
清算をする組合	磁的方法をいう第四項に規定す	磁的方法	第二項に規定す保険組合法第十	電磁的記録(鉛主相)			会清算をする組合

第十一条 金融庁長官は、法第五十一条又は第五

十二条の規定による命令又は処分をしようとす

らの規定に係る技術的読む七条第一項の規定を準用して保険業法第百りについて保険業法第百りを対している。	二項	八条 明細書 明細書 明田 日本 一月 日本 一月 日本 一月 日本
替えは、次の表のとおする場合におけるこれして未条及び第百七十七十六条及び第百七十七十六条及び第百七十十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	内閣総理大臣	明細書の対属
第		<b>∌</b> □ <b>→</b>

りとする。

える保 険業法 第百七|第百五十二条第一項|船主相互保険組合法 第百七株主総会等 の規定 読み替読み替えられる字句読み替える字句 十六条 七条の規定により読み替第四十五条第一項第 一項|えて適用する会社法 号 若しくは第六号 第四百七十一条第三 電磁的記録で 第三項第二号 含む。)に掲げる事 五十二条第二項にお 由又は第百五十二条 いて準用する場合を (解散の事由) (第百 総会 電磁的記録(船主相 組合法第十三条第三 同じ。)で 以下この条において 電磁的記録をいう。 条第二項に規定する 互保険組合法第十三 総会をいう。) 項第十号に規定する| 一号又は第五号 (船主相互保険 条四第の除

第十条 用する場合における当該規定に係る技術的読替 人について法第三十五条の三第六項の規定を準 (清算人について準用する法の規定の読替え) 法第四十八条第二項の規定において清算 次の表のとおりとする。 条第一 四十四 第二百本店又は主たる事務所

第三十五条の三組合長 読み替える法の読み替えられ読み替える字句 第六項 (定款の変更、事業停止及び強制管理の命令等) る字句 副組清算組合長 算副組合長 項

に基づき、その理由を記載した書面をもつてしは資料又は法第五十条第一項の規定による検査組合の業務及び財産の状況に関する報告若しく なければならない るときは、法第四十九条の規定により徴取した

いて準用する保険業法の規定の読替え) (業務及び財産の管理の命令があつた場合につ

らの規定に係る技術的読替えは、次の表のとお四条第一項の規定を準用する場合におけるこれ 保険業法第二百四十二条第一項及び第二百四十務及び財産の管理の命令があつた場合について、十二条 法第五十二条第二項の規定において業

ı			坦	米	炟	邪	0)	火	X.	캢
l				第	+	_	規定	業	る	み
l				717			定			
l				_	_	百	/-	法	保	替
l	取 締	第八を項二し(無第す百六、の組	一会			前				読
l	締		項社			条				7
l	役	九十含に項の休八る七十第訴織十四むお及訴訟百場十条五えに	及法			前条第				麸
l	及	九十含に項の体主総合と七十第訴織に項の訴えが、一名はおびえが、一名十条五十年五十十五十十十二十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	び第			77				ラ
l	7.1	六条ごいびえ気= 台ーの十つ関				項				~
l	役及び執行役	現九十六条の十六第1 用九十六条の十六第1 所九十六条の二第三項及び第四十九条 一項及び第四十九条 一項及び第四十九条 一項及び第四十九条 一項及び第四十九条 一項及び第四十九条 一項及び第四十九条 一項及び第四十九条 一項及び第四十九条 一項及び第四十九条 一項及び第四十九条 一項及び第四十九条 一項及び第四十九条	第八二百			垻				読み替えられる字句
l	N	の十六第1 年 1 年 2 年 3 年 3 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7								20
l	行	十 第 党 用 十 加 決 一 む お 五 第 干 行	項二							ج إ
l	役	の十六第1 開車 用す九条第六項及 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年	$^{\sim}$ $\pm$							字
l		第一頭がる条一の第並て及項のの	会人							句
l										
l										
l		ひま百二男用垻に用弗男丑匆	の第							
l	人理	消等項三会い三	第同	_	組	船			句	読
l	事 又	しの。十社で十	七法	条	合	主				4
l	Ÿ	の決株一法準四	項第	第	法	相				麸
l	んは	訴議主条第用条			第	互				) 
l	14	<u> </u>	~ 1	項						7
l	清	この総第八すに	び五	<b>一</b> 只	五.	保				替える字
	清算	取会一百るお	第条		十	険				字
_		<u> </u>								

限 (金融庁長官へ委任される権限から除かれる権

第十三条 十七条第一項の設立の認可の取消しとする。設立の認可及び法第五十三条の規定による法第定めるものは、法第十七条第一項の規定による とのるものは、法第十七条第一項の規定による は、法第五十四条第一項に規定する政令で

第十四条 金融庁長官は、法第五十四条第一項の 財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区 のを、組合の主たる事務所の所在地を管轄する 規定により委任された権限のうち次に掲げるも 域内にある場合にあつては、福岡財務支局長) (財務局長等への権限の委任 に委任することができる。

任の認可 十五条第二項ただし書の規定による役員の 法第十五条第七項において準用する法第

た事項の変更の認可申請書の受理 第一号から第三号までに掲げる書類に記載 法第十六条第四項の規定による同条第1

臨時総会の招集の認可 法第三十条第六項及び第七項の規定によ

兀

務に従事する理事の兼職の認可申請書の受 る役員の選任又は解任の届出の受理 役員の選任の認可及び同条第六項の規定に 法第四十一条第一項の規定による業務報 法第三十六条第二項の規定による組合の 法第三十五条第二項ただし書の規定によ

書の受理

認可、 る組合の合併を認可し、又は認可しなかつた おいて準用する法第十七条第四項の規定によ 認可及び同条第四項の規定による届出の受理 旨の通知 の合併の認可申請書の受理及び同条第三項に 法第四十五条の三第一項の規定による組合 法第四十五条第一項ただし書の規定によ 同条第二項の規定による解散の決議の

よる役員の選任の認可 法第四十五条の六第二項ただし書の規定に

業法第百七十四条第八項の規定による届出の 法第四十八条第一項において準用する保険

十二 法第四十九条の規定による業務及び財産 険業法第百七十六条の規定による書類の受理-一 法第四十八条第一項において準用する保 財産の状況の検査 の状況に関する報告及び資料の提出の命令 法第五十条の規定による組合の業務及び

主たる事務所

2

とする。これを廃止し、又は変更したときも、 をした場合には、その旨を官報で告示するもの 金融庁長官は、前項の規定による権限の委任 同様とする。 (組合が電子公告をする場合について準用する

第十五条 合が電子公告により法の規定による公告をする 会社法の規定の読替え) 法第五十五条第三項の規定において組

とする。 の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり 条第二項の規定を準用する場合におけるこれら 項、第九百五十一条第二項並びに第九百五十五 場合について会社法第九百四十条第三項、第九 百四十一条、第九百四十六条第三項及び第四

譲った る	ξ 5	発 告	9 理	常		によ	よる		よる		載 - し <sup>J</sup>	頁	退	り見	号 	
第九百四十六条第四項、	第九百四十六条第三項	条	三号及び第九百四十一	第九百四十条第三項第会社							一号	第九百四十条第三項第会社が		定	読み替える会社法の規読み	10 10 10
調查委組合	商号			会社	会社に							会社が	る字句	えられ	読み替	
組合	名称			組合	組合に	じ。) が	次条において同	以下この条及び	する組合をいう。	条第一項に規定	保険組合法第二	組合(船主相互			読み替える字句	

## 則

|第九百五十一条第二項託者

及び第九百五十五条第

項

この 政令は、 公布の日から施行する。

## 三三号) 則 (昭和二六年六月二三日政令第二

する。 この政令は、 昭和二十六年七月一日から施行

## 九号) 附 則 抄 (昭和三九年三月二三日政令第二

(施行期日)

第一条 この政令は、 和三十九年四月一日) (経過措置) 商業登記法の施行の から施行する。 F 昭

第十条 この政令は、別段の定めがある場合を除 規定によつて生じた効力を妨げない。 前の政令又は勅令(以下「旧令」という。) 用する。ただし、この政令による廃止又は改正 くほか、この政令の施行前に生じた事項にも適 の

第十一条 この政令の施行前にした旧令の規定に 用については、この政令の相当規定によつてし たものとみなす。 よる処分、手続その他の行為は、この政令の適

○八号) 抄   ○八号) 抄	広島陸運局長 中国運輸局長
律	7阪陸運局長 近畿運輸局長
この政令は、一般社団法人及び一般財団法人	名古屋陸運局長 中部運輸局長
	東京陸運局長関東運輸局長
附 則 (平成一九年三月二日政令第三九	
ら施行する。	E 台陸運局長 東北運輸局長
この政令は、会社法の施行の日(平成十八年	1. 幌陸運局長 北海道運輸局長
四号)	神戸海運監理
附 則 (平成一八年四月一九日政令第一	九
(五) 万十三名 一月 アド)	1国海運局長 四国運輸局長
・	-国海運局長 中国運輸局長
- 19女きよ、- 19女きよ、	<ul><li>√畿海運局長</li><li>近畿運輸局長</li></ul>
三号) 抄	中部運輸局
H.I	関東運輸局長
ි	,
第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施	等
(施行期日)	田県の区域に係る処分等又は「男神海道県長(山州県区は私業派道庫県長
四号) 少  (平成一二年六月七日政令第二四	更と毎重局長(1900県又は火斤馬重輸局長) 申請等に係る場合を防く)
この政令は、公布の日から施行する。	日扉の区域に係る処分等又は
附 則 (平成一〇年一二月一五日政令第	運局長
: - - - -	請等とみなす。
第一条   この政令は、平成十年十二月一日から施   (カイキメート)	しした
三大九号) 少附一人年一一月二〇日政令第二	)T
'	分等とみなし、この政令の施行前に同表の上欄
(****   **・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	掲げるそれぞれの行政庁がし
	ト「処分等」と記言さんの
附則	定こよりした午可、恩可その也の処分又は契约を行政庁が沒行者しくはこれは基づく命令規
四月一日)から施行する。	○「大学では、日本では、これによび、、市会の見第二条 この政令の施行前に次の表の上欄に掲げ
二六号)	
附 則 (平成七年一二月二二日政令第四	する。
十月一	第一条 この政令は、昭和五十九年七月一日から
第一条 この政令は、行政手続法の施行の日(平	$\overline{}$
$\overline{}$	号 ) 小
三号) 抄 (平成六年才月一才日政令第三人	一 別 (昭和五九年六月六日政令第一七する)
対別な対策に対している。	一 う。 1 この政令は、昭和四十九年四月一日から施行
この政令は、昭和五十九年十月一日から施行	
三 号 !	号址
附則 (昭和五九年九月二一日政令第二年) 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	附 則 (昭和四九年三月三〇日政令第七〇共等)。 浸料調整 でみがっ
高利	こよる登記簿とみなす。
高公室軍司受加国軍輸司	第十二条 日令の規定こよる登記奪は、この攺令

第一条 この政令は、信託法の施行の日から施行 する。 (施行期日)

附 則 (平成二七年一月二八日政令第二

施行の日(平成二十七年五月一日)から施行すこの政令は、会社法の一部を改正する法律の 三号)

施行の日(令和三年三月一日)から施行する。この政令は、会社法の一部を改正する法律の附 則(令和三年二月三日政令第二一号) 附 則 (令和三年八月四日政令第二二三

この政令は、令和三年九月一日から施行す